

# 鳥取縣公報

本書ノ大キサハ國ヲ規格A五判

昭和二十六年九月七日  
第二千二百四十二号 金曜日

規

則  
昭和二十六年九月七日  
第十五号

◇鳥取縣規則第五十七號

昭和二十六年九月鳥取縣規則第十五號、災害救助法第二十三條の規定による救助の程度、方法及び期間の一部を次のように改正する。

昭和二十六年九月七日

鳥取縣知事 西尾愛治

災害救助法第二十三條の規定による救助の

程度、方法及び期間中改正規則

五、の中「生業に必要な資金・器具又は資料の給与又は貸与」の次に「(以下「生業資金の給貸与」という。)」を加え五、中の次に次の項を加える。

(二) 生業資金の給貸与のため支出する費用は一世帯につき五、〇〇〇円以内とする。

イ、小資本により生業を営んでいること。  
ロ、蓄積資本を有しないこと。

ハ、主として家族労働力によつて、辛うじて生業を維持している程度のものであること。

ニ、成業の見込み確実な具体的事業計画を有し、自立更生の見込みのあること。

00654

四 生業資金の給貸与をなし得る期間は、災害発生の日から、一箇月以内とする。但し已むを得ない特別の事情により、この期間以内に給与又は貸与することができない場合には、事情を具して、厚生大臣の承認を受け、必要な期間延長をすることができる。

(五) 生業資金を貸与する場合は次の各号の條件を附する。

イ、貸与期間 一箇年以内

ロ、利率 無利子

ハ、確実な保証人 一人

(六) 生業資金を貸与した場合は貸与期間満了と同時に県に返納すること。

附 則

この規則は公布の日から施行し、昭和二十六年四月一日から適用する。

◇鳥取縣告示第四百一號

告 示

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣告示第四百二號  
次の道路敷はその公用を廢止する。  
昭和二十六年九月七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

◇鳥取縣告示第四百三號

告 示

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

00655

一、東伯郡赤崎町大字赤崎自字玄小原八六七ノ一番地先至字佐崎田八七五番地先

府県道三本杉、赤崎停車場線旧道路敷三四坪

◇鳥取縣告示第四百三號

次の堤防敷はその公用を廢止する。

昭和二十六年九月七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

堤防敷の区域

天神川右岸自東伯郡上井町大字上井字土手數三九五番地先至同所三九六番地先

面 積

一、〇六八坪

◇鳥取縣告示第四百四號

昭和二十六年九月一日次の通り海面における漁業の免許をした。

昭和二十六年九月七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

(一) 建築基準法施行規則(昭和二十五年十一月建設省令第四〇号)第七條の規定により次の通り道路の位置を昭和二十六年九月一日指定した。  
一、申請人の住所氏名 東伯郡倉吉町駄經寺二八二、二八二ノ一、二七九ノ一、二八一、二七九ノ二  
一、指定場所 東伯郡倉吉町駄經寺二八二、二八二ノ一、二七九ノ一、二八一、二七九ノ二  
一、道路の巾員 四メートル  
一、路面 省略  
屋敷一八〇次一山林

(二) 次の道路敷はその公用を廢止する。  
昭和二十六年九月七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

(三) 漁場計画の公示番号  
昭和二十六年八月県告示第三四四号

(四) 漁業権者住所氏名  
鳥取縣岩美郡東村大字大羽尾三百四十六番地三十七  
東 村漁業協同組合

(五) 漁の位置及び区域  
昭和二十六年八月県告示第三四四号による漁場計画中の内容の通り

(六) 存続期間  
昭和二十六年九月一日から昭和三十六年八月三十日まで

(八) 制限條件 なし

## その二

H 漁場計画の公示番号

昭和二十六年八月県告示第三四四号

H 漁業権者住所氏名

田後村漁業協同組合外一組合

代表者 鳥取県岩美郡田後村六十八番地

田後村漁業協同組合

H 漁業権の種類 共同漁業権

番号 海共第二号

H 漁場の位置及び区域

昭和二十六年八月県告示第三四四号による漁場計

画中の内容の通り

H 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期

右 同

H 存続期間

昭和二十六年九月一日から昭和三十六年八月三十

一日まで

H 制限條件 なし

## その三

H 漁場計画の公示番号

昭和二十六年八月県告示第三四四号

H 漁業権者住所氏名

網代村漁業協同組合外一組合  
代表者 鳥取県岩美郡網代村百十八番地ノ五十八

H 漁業権の種類 共同漁業権

番号 海共第三号

H 漁場の位置及び区域

昭和二十六年八月県告示第三四四号による漁場計

画中の内容の通り

H 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期

右 同

H 存続期間

昭和二十六年九月一日から昭和三十六年八月三十

一日まで

H 制限條件 なし

00657

## その四

H 漁場計画の公示番号

昭和二十六年八月県告示第三四四号

H 漁業権者住所氏名

鳥取県岩美郡福部村大字岩戸百二十二ノ八番地

福部村漁業協同組合

H 漁業権の種類 共同漁業権

番号 海共第四号

H 漁場の位置及び区域

昭和二十六年八月県告示第三四四号による漁場計

画中の内容の通り

H 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期

右 同

H 存続期間

昭和二十六年九月一日から昭和三十六年八月三十

一日まで

H 制限條件 なし

## その五

00656

## その三

H 漁場計画の公示番号

昭和二十六年八月県告示第三四四号

H 漁業権者住所氏名

賀露漁業協同組合外一組合  
代表者 鳥取県鳥取市賀露町千五百三十九番地二

H 漁業権の種類 共同漁業権

番号 海共第五号

H 漁場の位置及び区域

昭和二十六年八月県告示第三四四号による漁場計

画中の内容の通り

H 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期

右 同

H 存続期間

昭和二十六年九月一日から昭和三十六年八月三十

一日まで

H 制限條件 なし

## その六

H 漁場計画の公示番号

00658

(二) 昭和二十六年八月県告示第三四四号  
 (一) 漁業権者住所氏名 鳥取縣鳥取市賀露町千五百三十九番地二

賀露漁業協同組合

番号 海共第六号

(二) 漁業権者住所氏名 鳥取縣氣高郡末恒村大字伏野千七百十二番地  
 (一) 漁業権の種類 共同漁業権

番号 海共第七号

(二) 漁業権者住所氏名 鳥取縣氣高郡末恒村大字伏野千七百十二番地  
 (一) 漁業権の種類 共同漁業権

番号 海共第七号

(三) 漁業権の種類 共同漁業権  
 (四) 漁場の位置及び区域  
 (五) 漁場の位置及び区域  
 (六) 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期  
 (七) 存続期間  
 (八) 制限條件 なし

昭和二十六年八月県告示第三四四号による漁場計  
 画中の内容の通り

内 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期

00659

鳥取縣氣高郡寶木村大字奧沢見千十七番地四

寶木村漁業協同組合

(三) 漁業権の種類 共同漁業権

(四) 番号 海共第八号

(五) 漁場の位置及び区域

昭和二十六年八月県告示第三四四号による漁場計  
 画中の内容の通り

内 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期

宝木村漁業共同組合

00660

00661

(四) 漁業権の種類 共同漁業権	番号 海共第十号
(五) 漁場の位置及び区域	昭和二十六年八月県告示第三四四四号による漁場計 画中の内容通り
(六) 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期	右 同
(七) 存続期間	昭和二十六年九月一日から昭和三十六年八月三十 一日まで
(八) 制限条件 なし	その十一
(一) 漁場計画の公示番号	昭和二十六年八月県告示第三四四四号
(二) 漁業権者住所氏名	鳥取県氣高郡浜村町大字勝見六百六十一番地四 浜村町漁業協同組合
(三) 漁業権の種類	共同漁業権
(四) 漁業権の種類 共同漁業権	昭和二十六年八月県告示第三四四四号
(五) 漁業権者住所氏名	青谷町漁業協同組合外一組合 代表者 鳥取県氣高郡青谷町大字青谷三千百十番地 青谷町漁業協同組合
(六) 漁業権の種類 共同漁業権	同
(七) 存続期間	昭和二十六年九月一日から昭和三十六年八月三十 一日まで
(八) 制限条件 なし	その十二
(一) 漁場計画の公示番号	昭和二十六年九月一日から昭和三十六年八月三十 一日まで
(二) 漁業権者住所氏名	青谷町漁業協同組合外一組合 代表者 鳥取県氣高郡青谷町大字青谷三千百十番地 青谷町漁業協同組合
(三) 漁業権の種類 共同漁業権	同
(四) 漁業権の種類 共同漁業権	番号 海共第十二号
(五) 漁場の位置及び区域	昭和二十六年八月県告示第三四四四号による漁場計 画中の内容通り
(六) 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期	右 同
(七) 存続期間	昭和二十六年九月一日から昭和三十六年八月三十 一日まで
(八) 制限条件 なし	その十三
(一) 漁場計画の公示番号	昭和二十六年八月県告示第三四四四号
(二) 漁業権者住所氏名	鳥取県東伯郡泊村大字泊千五百七十番地 泊村漁業協同組合
(三) 漁業権の種類 共同漁業権	同
(四) 漁業権の種類 共同漁業権	番号 海共第十四号
(五) 漁場の位置及び区域	昭和二十六年八月県告示第三四四四号による漁場計 画中の内容通り
(六) 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期	右 同
(七) 存続期間	昭和二十六年八月県告示第三四四四号による漁場計 画中の内容通り
(八) 制限条件 なし	その十四
(一) 漁場計画の公示番号	昭和二十六年八月県告示第三四四四号
(二) 漁業権者住所氏名	鳥取県東伯郡宇野村千五百六十八番地 宇野村漁業協同組合
(三) 漁業権の種類 共同漁業権	同
(四) 漁業権の種類 共同漁業権	番号 海共第十四号

00662

## 画中の内容の通り

(内) 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期

右 同

(七) 存続期間

昭和二十六年九月一日から昭和三十六年八月三十  
一日まで

(八) 制限條件 なし

(七) 存続期間

昭和二十六年九月一日から昭和三十六年八月三十  
一日まで

(八) 制限條件 なし

(七) 存続期間

昭和二十六年八月県告示第三四四号

(二) 漁業権者住所氏名

鳥取県東伯郡長瀬村大字長瀬千百三十五番地

長橋漁業協同組合

(三) 漁業権の種類 共同漁業権

(四) 番号 海共第十五号

(五) 漁場の位置及び区域

昭和二十六年八月県告示第三四四号による漁場計  
画中の内容の通り

(六) 漁場の位置及び区域

昭和二十六年八月県告示第三四四号による漁場計  
画中の内容の通り

(七) 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期

(八) 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期

00663

右 同

(七) 存続期間

昭和二十六年九月一日から昭和三十六年八月三十  
一日まで

(八) 制限條件 なし

(七) 存続期間

昭和二十六年八月県告示第三四四号

(二) 漁業権者住所氏名

鳥取県東伯郡由良町大字由良宿千百四十二番地

大 良漁業協同組合

(三) 漁業権の種類 共同漁業権

(四) 番号 海共第十七号

(五) 漁場の位置及び区域

昭和二十六年八月県告示第三四四号による漁場計  
画中の内容の通り

(内) 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期

右 同

00664

昭和二十六年九月一日から昭和三十六年八月三十

一日まで

(八) 制限條件 なし

(七) その十九

(六) 漁場計画の公示番号

昭和二十六年八月県告示第三三四四号

(五) 漁業権者住所氏名

鳥取縣東伯郡八橋町大字八橋三百八番地

八橋漁業協同組合

(四) 漁業権の種類 共同漁業権

(三) 番号 海共第十九号

(二) 漁場の位置及び区域

昭和二十六年八月県告示第三三四四号による漁場計

(一) 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期

昭和二十六年八月県告示第三三四四号による漁場計

(七) 存続期間

昭和二十六年九月一日から昭和三十六年八月三十

(六) その二十

(五) 存続期間

(四) 一日まで

(三) その二十一

(二) その二十二

(一) その二十三

00665

(八) 制限條件 なし

(七) その二十一

(六) 漁場計画の公示番号

昭和二十六年八月県告示第三三四四号

(五) 漁業権者住所氏名

鳥取縣東伯郡安田村大字笠津五百九十四番地

安田村漁業協同組合

(四) 漁業権の種類 共同漁業権

番号 海共第二十一号

鳥取縣東伯郡安田村大字笠津五百九十四番地

昭和二十六年八月県告示第三三四四号による漁場計

(三) 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期

昭和二十六年九月一日から昭和三十六年八月三十

(二) 存続期間

昭和二十六年九月一日から昭和三十六年八月三十

(一) 制限條件 なし

## (一) 漁場計画の公示番号

昭和二十六年八月県告示第三四四号

## (二) 漁業権者住所氏名

鳥取県東伯郡下中山村大字下甲二百九十番地

## 下中山村漁業協同組合

## (三) 漁業権の種類 共同漁業権

ク 番号 海共第二十三号

## (四) 漁場の位置及び区域

昭和二十六年八月県告示第三四四号による漁場計

画中の内容の通り

## (五) 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期

昭和二十六年九月一日から昭和三十六年八月三十

一日まで

## (六) 制限條件 なし

その二十四

## (七) 存続期間

昭和二十六年九月一日から昭和三十六年八月三十

一日まで

## (八) 制限條件 なし

## (九) 漁場計画の公示番号

## (一) 漁場計画の公示番号

昭和二十六年九月一日から昭和三十六年八月三十

一日まで

## (四) 制限條件 なし

その二十五

## (七) 存続期間

昭和二十六年九月一日から昭和三十六年八月三十

一日まで

## (八) 制限條件 なし

## (九) 漁場計画の公示番号

00667

昭和二十六年八月県告示第三四四号

## (二) 漁業権者住所氏名

御來屋漁業協同組合外二組合

## (三) 漁業権の種類 共同漁業権

ク 番号 海共第二十五号

## (四) 漁場の位置及び区域

昭和二十六年八月県告示第三四四号による漁場計

画中の内容の通り

## (五) 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期

昭和二十六年九月一日から昭和三十六年八月三十

一日まで

## (六) 制限條件 なし

## (七) 存続期間

昭和二十六年九月一日から昭和三十六年八月三十

一日まで

## (八) 制限條件 なし

## (九) 漁場計画の公示番号

00666

## (一) 漁場計画の公示番号

昭和二十六年八月県告示第三四四号

## (二) 漁業権者住所氏名

御來屋漁業協同組合外二組合

## (三) 漁業権の種類 共同漁業権

ク 番号 海共第二十四号

## (四) 漁場の位置及び区域

昭和二十六年八月県告示第三四四号による漁場計

画中の内容の通り

## (五) 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期

昭和二十六年九月一日から昭和三十六年八月三十

一日まで

## (六) 制限條件 なし

## (七) 存続期間

昭和二十六年九月一日から昭和三十六年八月三十

一日まで

## (四) 制限條件 なし

## (七) 存續期間

昭和二十六年九月一日から昭和三十六年八月三十

一日まで

## (六) 制限條件 なし

## (九) 漁場計画の公示番号

## 〔二〕 漁業権者住所氏名

鳥取県西伯郡日吉津村大字日吉津五百九十二番地

日和漁業協同組合

## 〔三〕 漁業権の種類 共同漁業権

四ク 番号 海共第二十七号

## 〔四〕 漁場の位置及び区域

昭和二十六年八月県告示第三四四号による漁場計画中の内容の通り

## 〔内〕 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期

右 同

## 〔七〕 存続期間

昭和二十六年九月一日から昭和三十六年八月三十日まで

## 〔八〕 制限條件 なし

その二十八

## 〔一〕 漁場計画の公示番号

昭和二十六年八月県告示第三四四号

## 〔二〕 漁業権者住所氏名

## 〔一〕 米子市漁業協同組合外一組合

代表者 鳥取県米子市内町七十二番地

## 〔二〕 漁業権の種類 共同漁業権

四ク 番号 海共第二十八号

## 〔三〕 漁場の位置及び区域

昭和二十六年八月県告示第三四四号による漁場計画中の内容の通り

## 〔内〕 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期

右 同

## 〔七〕 存続期間

昭和二十六年九月一日から昭和三十六年八月三十日まで

## 〔八〕 制限條件 なし

その二十九

## 〔一〕 漁場計画の公示番号

昭和二十六年八月県告示第三四四号

## 〔二〕 漁業権者住所氏名

00669

鳥取県西伯郡富益村二千三百八十四番地

弓湾中部漁業協同組合

## 〔三〕 漁業権の種類 共同漁業権

四ク 番号 海共第二十九号

## 〔四〕 漁場の位置及び区域

昭和二十六年八月県告示第三四四号による漁場計画中の内容の通り

## 〔内〕 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期

右 同

## 〔七〕 存続期間

昭和二十六年九月一日から昭和三十六年八月三十日まで

## 〔八〕 制限條件 なし

その三十

## 〔一〕 漁場計画の公示番号

昭和二十六年八月県告示第三四四号

## 〔二〕 漁業権者住所氏名

弓浜漁業協同組合外二組合

00671

00670

代表者 鳥取県西伯郡外江町三千五百三十一番地

竹内 爲治

漁業権の種類 区画漁業権

四番号 海区第一号

五漁場の位置及び区域

昭和二十六年八月県告示第三四四号による漁場計

画中の内容の通り

内漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期

右 同

存続期間

昭和二十六年九月一日から昭和三十一年八月三十

一日まで

八制限條件 なし

その三十二

六漁場計画の公示番号

昭和二十六年八月県告示第三四四号

内漁業権者住所氏名

古徳安治外八名

代表者 鳥取県西伯郡外江町三千五百九十七番地

浜田 美房

三漁業権の種類 区画漁業権

四番号 海区第三号

五漁場の位置及び区域

昭和二十六年八月県告示第三四四号による漁場計

画中の内容の通り

内漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期

右 同

七存続期間

昭和二十六年九月一日から昭和三十一年八月三十

一日まで

八制限條件 なし

内鷲取縣告示第四百五号

昭和二十六年九月一日次の通り内水面における漁業の免許をした。

その二

## 漁場計画の公示番号

昭和二十六年八月県告示第三四五号

## 漁業権者住所氏名

鳥取県東伯郡倉吉町大字魚町一千五百一十九番地

天神川漁業協同組合

日野川水系漁業協同組合

## 漁業権の種類 共同漁業権

昭和二十六年八月内共第二号

番号

内共第三号

## 漁業権の種類 共同漁業権

昭和二十六年八月県告示第三四五号による漁場計画中の内容の通り

## 漁場の位置及び区域

昭和二十六年八月県告示第三四五号による漁場計画中の内容の通り

## 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期

## 存続期間

昭和二十六年九月一日から昭和三十六年八月三十日まで

## 制限條件 なし

## その三

## 漁場計画の公示番号

昭和二十六年九月一日から昭和三十六年八月三十日まで

## 制限條件 なし

その四

## 漁場計画の公示番号

昭和二十六年九月一日から昭和三十六年八月三十日まで

## 漁業権の種類 共同漁業権

昭和二十六年八月内共第四号

番号

内共第五号

## 漁業権者住所氏名

鳥取県東伯郡湖山村六百四十番地一

湖山池漁業協同組合

## 漁業権の種類 共同漁業権

昭和二十六年八月内共第四号

番号

内共第五号

## 漁場の位置及び区域

昭和二十六年八月県告示第三四五号による漁場計画中の内容の通り

## 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期

## 右 同

## 存続期間

昭和二十六年九月一日から昭和三十六年八月三十日まで

## 制限條件 なし

## その五

## 漁場計画の公示番号

昭和二十六年八月県告示第三四五号

00672

その二

## 漁場計画の公示番号

昭和二十六年八月県告示第三四五号

## 漁業権者住所氏名

鳥取県日野郡溝口町大字溝口

天神川漁業協同組合

日野川水系漁業協同組合

## 漁業権の種類 共同漁業権

昭和二十六年八月内共第二号

番号

内共第三号

## 漁業権の種類 共同漁業権

昭和二十六年八月県告示第三四五号による漁場計画中の内容の通り

## 漁場の位置及び区域

昭和二十六年八月県告示第三四五号による漁場計画中の内容の通り

## 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期

## 存続期間

昭和二十六年九月一日から昭和三十六年八月三十日まで

## 制限條件 なし

## その三

## 漁場計画の公示番号

昭和二十六年九月一日から昭和三十六年八月三十日まで

## 制限條件 なし

その四

## 漁場計画の公示番号

昭和二十六年九月一日から昭和三十六年八月三十日まで

## 漁業権の種類 共同漁業権

昭和二十六年八月内共第四号

番号

内共第五号

## 漁業権者住所氏名

鳥取県東伯郡浅津村大字下浅津二百五十三番地

東郷湖漁業協同組合

## 漁業権の種類 共同漁業権

昭和二十六年八月内共第四号

番号

内共第五号

## 漁場の位置及び区域

昭和二十六年八月県告示第三四五号による漁場計画中の内容の通り

## 漁業の種類、漁獲物の種類及び漁業の時期

## 右 同

## 存続期間

昭和二十六年九月一日まで

◇鳥取縣告示第四百七号  
次の保安林を解除する希望の通知をうけとつた。  
昭和二十六年九月七日

00674

府県 市郡 町村 大字 字 地 番 台 全面 帳面 測又は見込 積解除実測又は見込面積 所有者住所氏名

記

鳥取縣告示第四百八号  
和二十六年度兒童福祉施設保母試驗を次のように施行する。  
昭和二十六年九月七日

においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者  
2、兒童福祉施設において三年以上兒童の保護に従事した者

鳥取県知事 西 尾 愛 治  
一、受験資格

学校令による中等学校を卒業した者又は文部大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者

2 児童精神発達に於ける三歳以上の児童の発語の従事  
一、二、三者

3、厚生大臣において適當な資格を有すると認定した

七

卷之三

十月六日	社会事業兒童保育論
一	般心理學
二	衛生學及生理學
三	看護學
四	榮養學
五	理保、論

期日 午前九時から  
十月七日 実習、適性試験

2、児童心理学  
3、保健衛生学及び生理学  
4、看護学及び実習  
5、栄養学及び実習  
6、保育理論  
7、保育実習

右の中既に合格した科目は除く、又一部科目のみ受験することもできる。

右の中既に合格した科目は除く  
又一部科目のみ受験  
することもできる。

三、日程

自昭和二十六年九月十日

至  
九月二十九日

2 試驗期日

昭和二十六年十月六日、七日（二日間）

3 試驗時間表

期日	時間
で	三か午前九時半
十	十分十九時
分	ま
ま	まで二時半
ま	まで十時四十分
ま	まで二時三十三時二十分
ま	まで二時二十分
ま	まで三時三十分
ま	まで十時二十分
ま	まで二時二十分
ま	まで六時四十分
ま	まで六時二十分

晋书

イ  
受験願書（別記様式）  
ロ、履歴書（〃）  
ハ、戸籍抄本（〃）

ホ、寫眞（手札型上半身裏面に寫じた年月日及び氏名を自署すること）  
ヘ、身体検査書（保健所で作成したもの）

ト、受験料 金百円

2、受験者は県から受験票の交付を受け試願当日携行するものとする。

## 様式一

## 受験願書

この度県において施行される保母試験を受けたいので別紙履歴書、戸籍抄本と受験資格の各号の一に該当することを証明する書面、寫眞、身体検査書及び手数料百円を添え申請いたします。

昭和 年 月 日

受験科目

全科（又は何々）

住 所

本籍地

氏 名 印

鳥取県知事西尾愛治殿

備考 その他不明の点があれば返信料同封の上「鳥取局区内鳥取県兒童課、保母試験係」宛問合せのこと

右 氏 名 印  
年 月 日  
職 歷  
生年月日

## 世帯主との続柄

氏(ふりかなを要す)名

## 様式二

## 履歴書

本籍地

現住所

(註) 受験手数料は兒童課に直接持参するか又は小替爲にて送付のこと

00677

00676

## 人事委員會規則

## ◆鳥取縣人事委員會規則第六号

鳥取縣人事委員會公開口頭審理等傍聽規則を次のように定める。

昭和二十六年九月七日

鳥取縣人事委員會委員長 倉 繁 良 逸

## (この規則の目的)

第一條 この規則は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十條第一項の規定による口頭審理の公開及び鳥取縣人事委員會議事規則（昭和二十六年鳥取縣人事委員會規則第二号）第五條の規定による會議の公開の場合の傍聽に關し、必要な事項を定めることを目的とする。

## (傍聽席)

第二條 傍聽席は、人事委員會の口頭審理又は會議主宰するもの（以下「主宰者」という。）が、指定する。

## (傍聽席)

第三條 主宰者は、必要あるときは傍聽者の数を制限することができる。

## (入場の拒否)

第四條 主宰者は、左に掲げる者には入場を拒否することができる。

一 児器、その他危険なものを所持している者

二 酒氣を帶びている者

三 ふうてん、白痴又は精神病者と認められる者

四 その他取締上必要があると認める者

## (傍聽者の遵守事項)

第五條 傍聽者は、傍聽中、左の事項を守らなければならぬ。

一 異様な服装をしないこと

二 飲食又は喫煙をしないこと

三 口頭審理又は會議の言論に対して賛否を表明し又は拍手をしないこと

四 静肅を旨とし、審理又は議事の妨害になるようないふべきことを守ること

00678

行爲をしないこと。

- 五 他人に迷惑をかけ又は不体裁な行爲をしないこと  
六 その他係員の指示に従うこと

(退席命令)

第六條 主宰者は、この規則に違反したと認めるときは、  
その者に退席を命ずることができる。

附 則  
この規則は公布の日から施行する。

## 正誤

昭和二十六年八月三十一日鳥取県規則第五十六号中誤植  
があるので次のように訂正する。

一 上六 改正規則第二條 改正規則

一 上七 の次の一條 第二條の次に次の一條

昭和二六年九月七日印刷  
昭和二十六年九月七日發行  
鳥取縣公報 (昭和四年四月十五日)  
印發行者 鳥取縣鳥取市東町  
刷所 鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣印刷所